

2020年4月21日

## 「監査基準の改訂について（公開草案）」に対する意見

公益社団法人 日本監査役協会

3月23日付けで企業会計審議会監査部会から公表された「監査基準の改訂について（公開草案）」について、当協会の意見を以下のとおり申し述べます。ご検討くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 前文

#### 三 実施時期等について

意見 「その他の記載内容」の2021年3月期決算に係る財務諸表の監査からの前倒しでの適用について、企業側と監査人側のいずれが判断することが想定されているのかについて明らかにされたい。

理由 本草案では、「改訂監査基準中、「その他の記載内容」については、令和4（2022）年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。ただし、令和3（2021）年3月決算に係る財務諸表の監査から実施することができる」とあるが、実務上の対応の観点からは、企業側と監査人側のどちらが実施に向けた判断をすることが想定されているかが予め示されている必要があると考えられる。なお、監査人の側で判断することになるのであれば、その判断はクライアントである会社単位ではなく、監査法人単位で行われるべきである。

これに加えて、前倒し適用を行う際にはその旨が監査契約において明示されることが必要と考えられる。

### 2. 監査基準

#### 第三 実施基準

##### 四 他の監査人等の利用 について

意見 本項に記載されている「他の監査人等の利用」は、その重要性に鑑み、より積極的に行うことを求める記載に改めるべきである。

理由 非財務情報の記述については、連結財務諸表が適正であるかについての情報の共有過程が無ければ、実態との整合性評価が出来ないものと思われる。親会社の経営者によるディスカッションが有効なものとなるためには、各国の重要拠点の運営状況等について現地でのコミュニケーションが十分になされ、これをプライマリーチームが共有していることが前提である。

#### **第四 報告基準**

##### **八 その他の記載内容 について**

意見① 本項に記載されている「監査役等の責任」について、その範囲を明らかにされたい。

理由① 監査基準の根拠法規である金融商品取引法において監査役等の責務が明示されるべきであるが、金融商品取引法において監査役等の責務が規定されていない現状では、監査基準に基づき監査報告書に監査役等の責任が記載される際には、会社法に基づく監査役等の責務における範囲と根拠が明示されるべきである。明示により責任の範囲と根拠が明確となることは、監査報告書の利用者にとっても有用と考えられる。

意見② 制度の実効性向上の観点からは、会社法と金融商品取引法の二元的開示制度による不整合性について抜本的な解決が図られるべきである。

理由② 会社法上の事業報告は「その他の記載内容」の対象となると思われるが、監査人の監査報告書提出時点において、会社法上の事業報告の提出は制度的に担保されていない。事業報告が入手できない場合の対応等については今後の実務指針等の策定を待つことになるものと思われるが、根本的な原因は、会社法と金融商品取引法の両制度間におけるスケジュールが整合していない点にあると考えられる。この点を含め、両制度間で取扱いに整合性が取れていない事項についての一元化に向けた検討を行うことが、経営者・監査役等・監査人の負担軽減につながり、また、制度の実効性向上の観点からも望ましいと考えられる。

##### **その他**

意見 監査基準全体として、連結監査の視点からの言及を拡充すべきではないか。

理由 企業においては海外での事業展開の割合が増加しており、重要なリスクが海外に存在するケースが多くなっているが、現在の記載ではそうした視点が欠けているように思われる。ネットワークファームへの指揮・指導関係やコミュニケーションの重要性について監査基準の中で言及することが必要であると思われる。

以 上